

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程等の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

(大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程(平成23年大阪広域水道企業団訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(電子計算機の設置) 第3条 課等の長は、電子計算機を設置し、又は当該機種等を変更するときは、あらかじめ<u>総務部長</u>と協議しなければならない。 (計画書の作成) 第4条 課等の長は、<u>総務部長</u>が定めるところにより、当該課等における情報システムに関する計画書を作成し、<u>総務部長</u>に提出しなければならない。 <u>(総務部長の総合調整)</u> 第5条 <u>総務部長</u>は、情報システムの企画、開発及び運用、電子計算機の管理及び運用並びにデータ保護に関する措置の状況等について、必要な調査をし、必要な報告を求め、又は助言若しくは調整を行うことができる。 2 <u>総務部長</u>は、情報システム等について周知徹底を図るため、必要な措置を講じなければならない。 (情報セキュリティ) 第6条 システム所管課、システム利用課及び電算所管課の長は、<u>総務部長</u>が別に	(電子計算機の設置) 第3条 課等の長は、電子計算機を設置し、又は当該機種等を変更するときは、あらかじめ<u>経営管理部長</u>と協議しなければならない。 (計画書の作成) 第4条 課等の長は、<u>経営管理部長</u>が定めるところにより、当該課等における情報システムに関する計画書を作成し、<u>経営管理部長</u>に提出しなければならない。 <u>(経営管理部長の総合調整)</u> 第5条 <u>経営管理部長</u>は、情報システムの企画、開発及び運用、電子計算機の管理及び運用並びにデータ保護に関する措置の状況等について、必要な調査をし、必要な報告を求め、又は助言若しくは調整を行うことができる。 2 <u>経営管理部長</u>は、情報システム等について周知徹底を図るため、必要な措置を講じなければならない。 (情報セキュリティ) 第6条 システム所管課、システム利用課及び電算所管課の長は、<u>経営管理部長</u>が

定める基準に従い、電子計算機及び情報システムの安全性及び信頼性を確保し、効率的な利用を図るため、必要な安全保護措置を講じなければならない。

2・3 (略)

別に定める基準に従い、電子計算機及び情報システムの安全性及び信頼性を確保し、効率的な利用を図るため、必要な安全保護措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(大阪広域水道企業団職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団職員被服貸与規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(統括被服管理者)	(統括被服管理者)
第3条 被服貸与に係る調整を行うために、統括被服管理者を置き、 <u>総務部総務課長</u> をもって充てる。	第3条 被服貸与に係る調整を行うために、統括被服管理者を置き、 <u>経営管理部総務課長</u> をもって充てる。
2 (略)	2 (略)

(大阪広域水道企業団電子署名規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団電子署名規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
(職署名及び職署名カードの保管者)	(職署名及び職署名カードの保管者)												
第4条 職署名カードによる電子署名を行うために必要な電子署名の職名（以下「職署名」という。）及び職署名カードの保管者（以下「職署名カード保管者」という。）は、次の表のとおりとする。	第4条 職署名カードによる電子署名を行うために必要な電子署名の職名（以下「職署名」という。）及び職署名カードの保管者（以下「職署名カード保管者」という。）は、次の表のとおりとする。												
<table><tr><td>職署名</td><td>職署名カード保管者</td></tr><tr><td>大阪広域水道企業団</td><td><u>総務部総務課長</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職署名	職署名カード保管者	大阪広域水道企業団	<u>総務部総務課長</u>	(略)	(略)	<table><tr><td>職署名</td><td>職署名カード保管者</td></tr><tr><td>大阪広域水道企業団</td><td><u>経営管理部総務課長</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	職署名	職署名カード保管者	大阪広域水道企業団	<u>経営管理部総務課長</u>	(略)	(略)
職署名	職署名カード保管者												
大阪広域水道企業団	<u>総務部総務課長</u>												
(略)	(略)												
職署名	職署名カード保管者												
大阪広域水道企業団	<u>経営管理部総務課長</u>												
(略)	(略)												
2・3 (略)	2・3 (略)												
(職署名の使用範囲)	(職署名の使用範囲)												
第6条 職署名は、大阪広域水道企業団行政文書管理規程第14条に規定する発信者名（同条ただし書に規定する文書であるものにあつては、 <u>危機管理監名</u> 、 <u>経営管理部長名</u> 、 <u>総務部長名</u> 、 <u>広域事業部長名</u> 、 <u>水道事業部長名</u> 又は企業出納員名）	第6条 職署名は、大阪広域水道企業団行政文書管理規程第14条に規定する発信者名（同条ただし書に規定する文書であるものにあつては、 <u>経営管理部長名</u> 、 <u>事業管理部長名</u> 又は企業出納員名）を使用することを原則とする。												

を使用することを原則とする。

（電子契約書署名実施者等）

第11条 電子契約書に係る電子署名を行う者（以下「電子契約書署名実施者」という。）は、総務部財務課長とする。

2・3 （略）

別表（第4条関係）

職署名	職署名カード保管者
<u>危機管理監</u>	<u>総務課長</u>
経営管理部長	（略）
<u>総務部長</u>	<u>総務課長</u>
<u>広域事業部長</u>	<u>総務課長</u>
<u>水道事業部長</u>	（略）
（略）	（略）

（電子契約書署名実施者等）

第11条 電子契約書に係る電子署名を行う者（以下「電子契約書署名実施者」という。）は、経営管理部財務課長とする。

2・3 （略）

別表（第4条関係）

職署名	職署名カード保管者
経営管理部長	（略）
<u>事業管理部長</u>	（略）
（略）	（略）

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。